

株式会社イトー急行は『パートナーシップ構築宣言』の 宣言企業です！

株式会社イトー急行は、中小企業庁が創設した『パートナーシップ構築宣言』の取り組みに賛同し、お取引様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築してまいります。

パートナーシップ構築宣言公表日 2024（令和6）年5月31日

<パートナーシップ構築宣言とは>

事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。

パートナーシップ構築宣言では、下記の（1）（2）を宣言します。

（1）サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携

- ・オープンイノベーション
- ・IT実装
- ・グリーン化 等

（2）下請企業との望ましい取引慣行（「振興基準」）の遵守

特に、取引適正化の重点5課題について宣言します。

- ①価格決定方法
- ②型管理などのコスト負担
- ③手形などの支払条件
- ④知的財産・ノウハウ
- ⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ



『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト
<https://www.biz-partnership.jp/index.html>

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- ① サプライチェーン全体の情報の共有・可視化による業務効率化を実地する。
- ② 拠点間輸送で21mフルトレーラーによる輸送の生産性向上に取り組む。
- ③ グリーン化への取組として、EVトラックを導入する。
- ④ 共同配送による環境に配慮した物流の生産性向上に取り組む。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

下請代金は原則として現金で支払います。

③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- ① 取引先には不当・不合理な依頼をせず、取引価格については相場等に基づき合理的に依頼・交渉します。
- ③ 当社は、ニッコンホールディングスグループの一員として、「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に則り、安全最優先を信条とし、法令・社会ルールを順守し、社会に信頼される企業を目指します。

2024年5月31日

株式会社イトー急行

代表取締役社長 柴山 隆